

ご家庭でのオンライン学習に必要な通信環境の整備費用を補助します！

以下をお読みいただき、ぜひ補助金の申請をご検討ください。
(申請書の交付は担任の先生等にお申し出ください。)

1. どのような人が対象になりますか？

下記の全てに該当する方が対象です。

- (1) 現在、大津市立小学校・中学校に在籍する児童・生徒のいる保護者。
- (2) 過去5年度以内に大津市オンライン学習通信環境整備費補助金を受給していないこと。
- (3) 生活保護費や就学援助費で通信費に相当する費用を受給していないこと。
- (4) 携帯電話、スマホ、タブレットのモバイル通信を除き、ご家庭に通信環境が無いこと。

2. どのような整備が補助対象になりますか？

- (1) 令和6年4月1日から同年9月30日までに通信環境を整備した費用
(4月1日以後に転入した児童・生徒は転入日から9月30日までに通信環境を整備した費用)
- (2) インターネット接続するための固定回線(光回線など)、モバイル回線(ホームルーターなど)を新規で整備する費用
- (3) 対象となる費用は以下のとおり(補助上限額は3万円です。)
 - ・(2)に係る工事費、契約料、その他初期費用(契約月等から3ヶ月分まで)。
 - ・上記費用に伴う、通信機器(ルーター等。スマホやパソコン等は除く。)の購入費用
(機器購入のみは補助対象外です)
 - ・通信料(契約月等から3ヶ月分まで)

3. 補助の金額はいくらですか？

上限3万円です。3万円未満の費用は、その実費額となります。

※申請は1回限りとなりますので、ご注意ください。

4. 申請の期間は？

令和7年1月31日まで(郵送の場合、消印有効。)

ただし、予算額に達し次第、申請期間中でも受付を終了します。

(終了の場合は大津市ホームページにてお知らせします。)

5. 申請書の提出先はどこですか？

下記のいずれかの方法で申請をしてください。(学校や支所では受付は出来ません)

- ①学校 ICT 支援室(大津市役所 別館2階)の窓口で提出。(閉庁日を除く9時から17時まで)
- ②下記宛先に特定記録郵便で郵送(郵便追跡サービスで到着した控えを保存しておいてください)

【宛先】

〒520-8575

大津市御陵町3番1号

大津市教育委員会事務局 学校 ICT 支援室

裏面へ

6. 申請に必要な書類は？

次に掲げるすべての書類が必要です。

- (1) 大津市オンライン学習通信環境整備費補助金交付申請書兼請求書

記入例を参考に記入・押印してください。

- (2) 補助金の振込先の通帳（保護者名義の預金口座）の写し

※振込先の店名、店番、預金種目、口座番号の記載されている欄の写しを添付

※通帳がない場合、口座番号等の確認ができるキャッシュカードの写しでも可

- (3) 通信環境整備を行ったことがわかるもの

サービス申込書、契約書など。契約者名、契約日、金額や利用開始日などを確認します。

(WEB 画面のハードコピー可)

- (4) 補助対象経費を支払ったことがわかるもの

領収書、通帳、クレジットカード明細（クレジットカード払いの場合、引き落とされたことがわかる通帳の写しも必要です）など。3 か月分必要です。なお、当該申請に関係のない明細部分は黒塗りしていただいても結構です。（WEB 画面のハードコピー可）

- (5) 費用の内訳がわかるもの

利用明細書など。例えば、スマホ料金と合算で引き落とされている場合は、利用明細の金額と支払金額がずれますので、確認のためスマホ料金分の利用明細書も提出が必要になります。

(WEB 画面のハードコピー可)

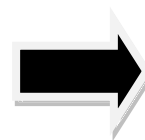
7. 特に注意をしていただきたいこと

- ・通信環境を整備してからの申請となりますが、補助対象外の期間や費用の場合、補助金が支給できませんので、ご不明な点があれば事前に学校 ICT 支援室までお問合せください。
- ・今後、恒常的に発生する通信費用は自己負担となります。
- ・キャッシュバック等があるプランを契約する場合、キャッシュバック等を差し引いた実費額を補助します。
- ・支払いにポイント等を利用された場合はポイント等を差し引いた実費額を補助します。
- ・オンライン学習に使用していない場合、補助金の返還を求める場合があります。

8. その他

- ・詳細については Q&A や大津市ホームページ（交付基準）をご確認ください。

URL (<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/070/2487/g/56814.html>)



- ・ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

【お問合せ先】

学校 ICT 支援室

TEL : 5 2 8 - 2 6 2 0

(閉庁日除く 9 時から 1 7 時まで)